別記
第１号様式（第11条、第13条、第14条関係）

211

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

（あて先）京都府知事	平成18年
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市神足落述1番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）記名押印又は署名 京都有機質資源株式会社 代表取締役 安田奉春 電話 075 － 953 －

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項（第18条第2項、第18条第3項）の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	産業廃棄物処分業（食品残さのリサイクル）
該当する事業者要件	☑ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） ☐ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上） ☐ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第１０条第４号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成 18 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月
基本方針	有機物をリサイクルする企業として、地球環境に対する配慮は他の職種にもまして重要と考えられる。そこで、熱エネルギーの大部分を占める化石燃料（Ａ重油）使用量の削減に取り組む。
推進体制	動植物油を混焼する装置及び沈殿タンクを設置。混合割合を、工場長が毎日チェックし削減効果をあげる。

年度ごとの具体的な取組及び措置

年度	設備、対象、工程等	計画内容
17	ボイラー設備	工場内から発生する動植物油をＡ重油と混焼する設備を設置し、Ａ重油使用量を削減。
18	〃	動植物油の沈殿タンクを設置し混合割合を増加することによりさらに、Ａ重油使用量を削減。
19	〃	〃

温室効果ガスの排出量等

排出区分	基準年度（実績）（ 17 ）年度（二酸化炭素換算（ｔ））	目標年度（計画）（ 19 ）年度（二酸化炭素換算（ｔ））	削減率（計画）（%）
Ａ 事業所等排出区分	5,048 t	4639 t	－8.1 %
Ｂ 輸送車両排出区分	0 t	0 t	%
Ｃ その他排出区分	0 t	0 t	%
排出合計	*1 5,048 t	*2 4,639 t	－8.1 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等

対策等の区分	目標年度（計画）取組量等		目標年度（計画）（二酸化炭素換算（ｔ））	
森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
府内産の木材の利用	（利用量）	m³	（削減量）	t
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3	t

差引排出量（排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	削減率（計画）
	*1 5048 t	(*2)-(*3) 4639.0 t	－8.1 %

特記事項	弊社のＡ重油使用量は原料処理量（ｔ）に対しては、平成17年に動植物油の混焼装置導入により、平成16年度の0.112kl／ｔから平成17年度は0.073kl／ｔと大幅に削減されております。平成19年度には原料処理量（食品算さのリサイクル量）が平成17年度より6％程度増加する見込みですが、動植物油の混焼割合を引き上げ、Ａ重油使用量を0.062kl／ｔ程度に抑えることを目標にしています。

連絡先	
担当部署	
担当者氏名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
4 「特記事項」には、平成２年度（１９９０年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO_2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。